

長沼小学校 いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) 校内組織

①児童指導部会（毎月1回、職員会議の後に開催）

全教職員で配慮を要する児童について、情報交換し、情報を共有する。必要に応じ、「不登校・いじめ・問題行動対策委員会」を開き、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

ア 実施する取組

〈未然防止策〉

- ・いじめ未然防止に向けての全体計画の立案……………児童指導主任
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善……………児童指導部員
- ・いじめに関する意識調査……………各学級担任
- ・集団を把握するためのQ-Uアンケートの実施・分析……………各学級担任
- ・「相談ポスト」の設置と教育相談体制の評価……………教育相談担当
- ・校内研修の企画・立案……………児童指導主任
- ・要配慮児童への支援方針決定……………ケース会議等

〈早期発見策〉

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施（毎月）……………各学級担任
- ・家庭訪問・個別懇談、教育相談による情報収集……………各学級担任
- ・情報交換による児童の状況の把握と情報の共有……………児童指導部会等

イ 取組の改善

児童指導部会において、「長沼小学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価を行い、改善を図る。

②「不登校・いじめ・問題行動対策委員会」（随時開催）

いじめが起きたとき、またはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のため「いじめ認知時の対応に係る委員会」を組織する。

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、該当児童担任、養護教諭等で構成する。必要に応じて、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等と連携する。

イ 実施する取組

〈調査方針、役割分担等の決定〉

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある児童への事実関係の聴取……………該当児童担任、児童指導主任
- ・保護者への連絡（複数の職員で対応する。）……………該当児童担任、児童指導主任、教頭
- ・市教育委員会への報告……………教頭
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関等）……………教頭、児童指導主任、教育相談担当

〈指導方針の決定、指導体制の確立〉

- ・学年、学級への指導、支援
- ・被害者、加害者等への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・市教育委員会、関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員）との連携

(2) 児童会運営委員会

「いじめが起きない学校をつくろう」を議題に話し合わせ、「いじめをしない、させない、見逃さない」学校をつくろうという意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

- ・いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- ・話し合いの結果を運営委員会として、全児童に提案する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの起こらない学校づくり

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。
 - ア 学業指導の充実
 - ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
 - イ 道徳教育の充実
 - ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
 - ・人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。…「とちぎの子どもたちへの教え」の活用
 - ・「わたしたちの道徳」活用により家庭との連携を図る。
 - ウ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - ・望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、体験活動の充実を図る。
 - ・児童の主体的な活動を推進する。
学級活動や児童活動・委員会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。
*あいさつ運動の実施
人と人の結びつきの基本であるあいさつを中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高める。
 - ・縦割り班活動や異年齢交流活動の充実
*清掃などの縦割り班活動の中で、協力することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
 - エ 人権教育の充実
 - ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
 - オ 保護者・地域との連携
 - ・「学校いじめ防止基本方針」について、学校HPなどで周知する。
 - ・学校評価などを活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(2) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ② 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(3) 情報モラル教育の充実

- ① 道徳、学級活動、総合的な学習の時間等を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。
 - ア SNSなどインターネットを介して他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと
 - イ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ② 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

3 いじめの早期発見にむけて

(1) 早期発見のための認識

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- 日々の観察～子どもがいるところには、教職員がいる～
 - ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・休み時間や昼休みの雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
 - ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- 観察の観点～集団を見る視点が必要～
 - ・担任を中心に、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
 - ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- 相談体制の整備 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～
 - ・日常生活の中での教職員の声かけ等から、児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・年2回（5月・10月）に教育相談週間を設定する。
 - *アンケート（こころのけんこうチェック）、Q-Uアンケートに基づく教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ・スクールカウンセラーを活用し、保護者の悩みにも応えることができる体制を整える。
- いじめ実態調査アンケート
 - ・毎月実施（アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。）
 - ・結果を分析し、児童の様子の変化など教職員全体で共有する。
- 毎月1回情報交換会を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。（児童指導部会）
 - ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感をもっていじめを認知するよう努める。
- 児童、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知し、相談しやすい体制を整える。
 - ・学校の相談窓口（教頭など）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする。
 - ・外部の相談機関などを紹介する。
 - *ホットほっと電話相談

【子ども専用】いじめ相談さわやかテレホン……………	0 2 8 - 6 6 5 - 9 9 9 9
【保護者専用】家庭教育ホットライン……………	0 2 8 - 6 6 5 - 7 8 6 7

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた児童や保護者に対し、秘密は守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許さない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- 不登校・いじめ・問題行動対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市や県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童・保護者への支援

《いじめが起きた場合の対応》

◆いじめられている子への対応

- ①心のケアを図る。
 - ・いじめられている子どもの心情を十分理解し、全面的に味方になり支援していくことを明確に伝え、安心感をもたせる。
 - ・本人の訴えを真剣に、共感的に温かく受け止め、心の痛みを和らげるとともに、不安の解消を図る。
- ②今後の対策について、共に考えていく。
 - ・いじめを解決する方法について、話し合っ決めていく。また、本人の意思を無視し

- て強引に解決を進めないよう配慮する。
- ・相談して決めたことをもとに対応し、長期的な観察と支援を行う。その際、担任一人で抱え込まず、学校全体で組織として対応する。
- ③活躍の場や機会を多く設定し、認め、励ます。
- ・目標を設定させ、努力する過程で認め、励ます。
 - ・活躍する場や機会を設定し、達成感や充実感を味わわせる。
- ④温かい人間関係をつくる。
- ・子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
 - ・人間不信に陥らせないため、温かな学級づくりに努める。
 - ・毎日の生活の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。

◆いじめている子への対応

- ①いじめの事実を確認する。
- ・感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。
 - ・いじめている子が複数の場合は、複数の教師で分担して同時に、事実と経過を聴く。
- ②いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめた理由や動機を聴き、本人の心の内を理解する。
 - ・背後に潜むストレスや不信感などを把握する。
- ③いじめられている子の苦しみや心の痛みを気付けさせる。
- ・相手の苦悩を理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行う。
 - ・指導は迅速でなければならぬが、解決を急ぐあまり、不満感や不信感が残り反抗的な態度をとることがないように留意する。
- ④今後の生き方を考えさせる。
- ・自分の良い面に気付き、生かせるように具体的な行動を一緒に考え、実行させる。
 - ・再びいじめをすることがないように、思いやりの心や規範意識の育成、人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導・援助する。

◆周りの子たちへの対応

- ①自分の問題としてとらえさせる。
- ・いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすためにはどうしたら良いのかを子ども全員に自分の問題として考えさせる。
 - ・見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。
- ②望ましい人間関係づくりに努める。
- ・特別活動の時間を通して、認め合い、尊重し合うなど望ましい人間関係をつくる。
 - ・子どもたちに勇気や正義感、思いやりの心を育成するため、道徳の時間や学級活動等において、関連する内容を扱い指導する。
- ③自己存在感が味わえる学級づくりに努める。
- ・子ども一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日ごろから言葉かけを多くし、子どもの良さを認め、ほめることを心がける。
 - ・班活動や係・当番活動、委員会活動等において学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという実感を子どもがもてるように配慮する。

◆いじめられている子の保護者に対して

*保護者から相談された場合

→打ち明けるまでの苦悩を十分に理解し、少しでも安心感を与えるようにする。

- ・まず、できる限り口を挟まず、じっくりと話を聴く。
- ・何よりも辛さや苦しさに対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- ・子どもをいじめから守るために、学校は全力を尽くすことを伝え、家庭の協力を求める。

*学校でいじめに気付いた場合

→できるだけ早く保護者に連絡をとり、何が起きたかということ、どのように対処したかを説明する。

- ・保護者が「内緒にしてほしい。」という場合もあるので、保護者の気持ちを尊重し、よく話し合い、保護者や子どもが納得したことについて教師や学校は動くようにする。
- ・今後どうしたら良いか、一緒に考え、状況の経過についても逐次報告していくことを約束する。
- ・複数の教師で対応し、「全力でお子さんを守ります。」という決意を伝える。

◆いじめている子の保護者に対して

- ・事実を把握したら、速やかに保護者と面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめというものが、誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者、被害者にもなる可能性があることを伝える。
- ・いじめている子の行動が変わるように、教師として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・いじめの問題が完全に解決するまで、保護者と連絡を密に取り合い、何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ・いじめ解決後も、見守っていくということを伝える。

◆いじめられている子、いじめている子双方の保護者に対して

- ・実態に応じ、子ども同士の関係修復のために保護者同士の面談が必要な場合には、保護者間のコーディネートを行う。
- (4) 特別な支援を必要とする児童への配慮
特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮する。また、いじめを許さない心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、交流学級と特別支援学級との交流活動を進める。
- (5) SNS等のいじめへの対応
- ① SNS等のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 警察との連携
・いじめが犯罪行為として認められるとき、所轄の警察署と連携して対処する。
- (7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて
- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
 - ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の不登校・いじめ・問題行動対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け努力を依頼する。
- (6) 不登校・いじめ・問題行動対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。